資料 4

(第10回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料)

年金記録の訂正に関する事業状況

(令和3年度事業状況及び令和4年度上期概況)

令和4年12月 厚生労働省年金局

年金記録の訂正に関する事業状況 目次

I 訂正請求の受付・処理状況1 受付状況(1) 訂正請求の受付状況の概況(2) 制度別の受付件数(3) 地方厚生(支)局別の受付件数	1 2 2	3 処分別の状況(1) 請求期間の分類(事案類型)別(2) 請求期間(時期)別(3) 請求期間の月数別(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況	18 20 21 22
2 処理状況 (1) 制度別・処理事案別の処理件数 (2) 訂正手続における記録訂正の推移	3 7	4 関連資料・周辺事情の状況 (1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況 (2) 主な積極的事情・消極的事情	23 24
3 請求取下げ等の状況	8	5 日本年金機構段階の訂正状況	26
4 処理中事案の状況5 処理期間の状況 (1) 厚生局処理事案に係る処理期間 (2) 機構処理事案に係る処理期間	9 10 10	Ⅲ その他の事業状況 1 地方年金記録訂正審議会 2 審査請求 3 訴訟	28 30 33
 Ⅲ 請求内容・処分の状況 1 請求者等の状況 (1)請求者区分別・被保険者性別別 (2)被保険者年齢階層別 (3)被保険者の区分別 (4)請求者住所地別 2 事案類型・請求期間の状況 (1)請求期間の分類(事案類型)別 (2)請求期間(時期)別 (3)請求期間の月数別 	11 12 13 14 15 16 17	 Ⅳ 事務実施体制 1 事務執行体制 2 諮問機関 参考資料1 年金記録の訂正手続について	34 35 36 37 39 41 44

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

- ① 令和3年度の受付状況
 - 〇 令和3年度の訂正請求の受付件数は6,013件であり、前年度同期(令和2年4月から令和3年3月まで)に比べて、719件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金5,743件(前年度同期比745件増)、国民年金258件(同18件減)、脱退手当金12件(同8件減)となっている。
 - 〇 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示している。
 - 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が95.5%となっている。

- ② 令和4年度上期の受付状況
 - 〇 令和4年度上期(令和4年4月から同年9月まで。以下同じ)における訂正請求の受付件数(速報値)は1,971件であり、前年度同期に比べて、1,026件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金1,876件(前年度同期比995件減)、国民年金90件(同30件減)、脱退手当金5件(同1件減)となっている。

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

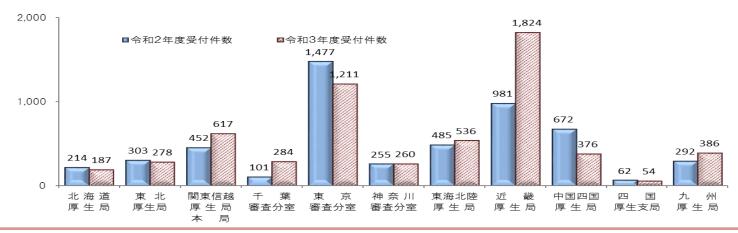
(件)

	平成2	?7年度	平成2	28年度	平成2	29年度	平成:	30年度	令和:	元年度	令和	2年度	令和	3年度		手度上期 報値)
厚生年金	7,368	(86.5 %)	4,818	(91.0 %)	4,206	(91.0 %)	3,061	(89.4 %)	4,216	(92.4 %)	4,998	(94.4 %)	5,743	(95.5 %)	1,876	(95.2 %)
(個別請求)	3,902	(45.8 %)	2,214	(41.8 %)	1,620	(35.1 %)	931	(27.2 %)	1,678	(36.8 %)	1,244	(23.5 %)	1,531	(25.5 %)	567	(28.8 %)
(一括請求)	3,466	(40.7 %)	2,604	(49.2 %)	2,586	(56.0 %)	2,130	(62.2 %)	2,538	(55.6 %)	3,754	(70.9 %)	4,212	(70.0 %)	1,309	(66.4 %)
国民年金	1,060	(12.4 %)	435	(8.2 %)	373	(8.1 %)	336	(9.8 %)	320	(7.0 %)	276	(5.2 %)	258	(4.3 %)	90	(4.6 %)
脱退手当金	88	(1.0 %)	39	(0.7 %)	42	(0.9 %)	28	(0.8 %)	29	(0.6 %)	20	(0.4 %)	12	(0.2 %)	5	(0.3 %)
合 計	8,516	(100.0 %)	5,292	(100.0 %)	4,621	(100.0 %)	3,425	(100.0 %)	4,565	(100.0 %)	5,294	(100.0 %)	6,013	(100.0 %)	1,971	(100.0 %)

- 厚生年金(個別請求)厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- ・厚生年金(一括請求) 厚生年金に係る事案のうち、 事業主が従業員からの保険 料を控除しながら、保険料納 付を行わなかったとして過誤 を認め、該当する複数の従 業員等からの訂正請求が事 業所を単位として一括して行 われる請求

- 注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。
 - 2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、 平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

(3) 地方厚生(支)局別の受付件数



2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

			令 和	元年月					令 和	2 年 月					令 和	3 年 5				令	和4年度	上期(速	報値)	
				同日左ム	曜日イルム	A =1	Į.	享生 年	金	同日左ム	曜日イルム	A =1	ļ	享 生 年	金	同日左ム	四日イルム	۸ =۱	J.	享生 年	金	同日左ム	四日イルム	A =1
	(個別請求)	(一括請求)	計	国民平並	脱退手当金	合計	(個別請求)	(一括請求)	計	国民平亚	脱退手当金	合計	(個別請求)	(一括請求)	計	国民平金	脱退手当金	合 計	(個別請求)	(一括請求)	計	国民平金	脱退手当金	合計
厚生局処理事案	766	84	850	249	24	1,123	815	128	943	241	23	1,207	788	91	879	260	14	1,153	356	45	401	99	4	504
訂正決定	490	83	573	21	2	596	544	125	669	24	2	695	529	90	619	32	0	651	252	44	296	6	0	302
(全期間訂正)	408	82	490	10	2	502	442	125	567	20	2	589	431	88	519	23	0	542	207	44	251	6	0	257
(一部期間訂正)	82	1	83	11	0	94	102	0	102	4	0	106	98	2	100	9	0	109	45	0	45	0	0	45
不訂正決定	276	1	277	225	22	524	269	3	272	217	19	508	259	1	260	226	14	500	104	1	105	93	4	202
請求却下	0	0	0	3	0	3	2	0	2	0	2	4	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
機構処理事案	407	2,271	2,678	8	0	2,686	415	3,102	3,517	3	0	3,520	523	4,386	4,909	3	0	4,912	262	1,100	1,362	2	0	1,364
処理事案合計	1,173	2,355	3,528	257	24	3,809	1,230	3,230	4,460	244	23	4,727	1,311	4,477	5,788	263	14	6,065	618	1,145	1,763	101	4	1,868
訂正請求の取下げ等	145	52	197	29	2	228	156	97	253	30	3	286	176	106	282	27	1	310	74	16	90	5	0	95
[参考]						II.																	<u> </u>	
機構処理事案 (一部期間訂正)	45	19	64				69	13	82				57	17	74									

厚生局処理事案

地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案

• 訂正決定(全期間訂正)

全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること

• 訂正決定(一部期間訂正)

一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること

不訂正決定

全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること

機構処理事案

訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案 (全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)

• 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、 地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

2 処理状況

○ 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

						<u>4</u>	% 務 大	臣あ	ての	確認	申 立 で	:	
					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
3	受	付	件	数	50,752	49,807	60,374	59,912	27,607	17,883	18,039	9,245	293,619
7	又:	ניר	1 +		(5,639)	(4,151)	(5,031)	(4,993)	(2,301)	(1,490)	(1,503)	(840)	
		理	 件	 数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	268,622
,	<u>(1</u>	垤	î T	奴	(593)	(4,353)	(4,660)	(5,143)	(3,790)	(1,605)	(1,390)	(999)	
华	5 2	≚禾吕∠	会で処理	8	5,335	51,544	54,518	59,260	40,422	11,112	7,814	5,745	235,750
5	-1	女只	5 C W	E	(593)	(4,295)	(4,543)	(4,938)	(3,369)	(926)	(651)	(479)	
	-	≣T TE #	・必要と	- 木川 床亡	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	113,233
	F	可化力	`心安(_ +1 14/1	(266)	(1,697)	(2,297)	(2,532)	(1,636)	(455)	(359)	(261)	
		≣T TE #	「不要と	- 木川 床亡	2,938	31,176	26,956	28,879	20,791	5,658	3,506	2,613	122,517
	F	即此り	'小女(_ +1 47	(326)	(2,598)	(2,246)	(2,407)	(1,733)	(472)	(292)	(218)	
	□★年	₽₩₩₩	構で記録	₽€T TE		692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	32,872
	144	一亚1戌1	再 て 記少	K₽1 TC	_	(58)	(117)	(205)	(422)	(679)	(739)	(520)	
I 左	卸山	カナ	の取下	げ生	461	4,449	5,196	7,077	3,476	1,365	1,097	1,876	24,997
ΉŒ	心 十	<u>ч</u> т с	UJ AX I	' 17 寸	(51)	(371)	(433)	(590)	(290)	(114)	(91)	(156)	

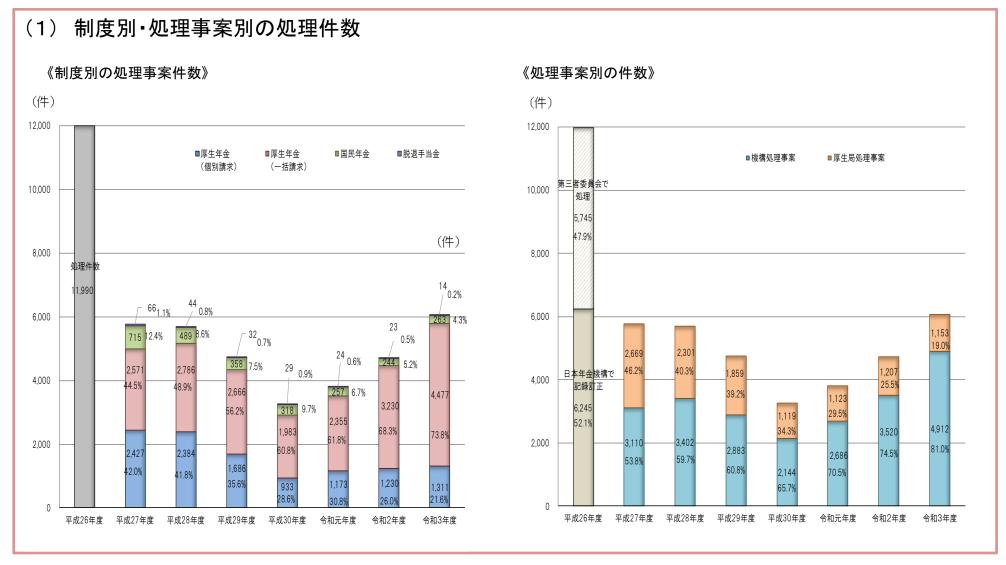
注1 ()内は、一月当たり件数である。

² 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

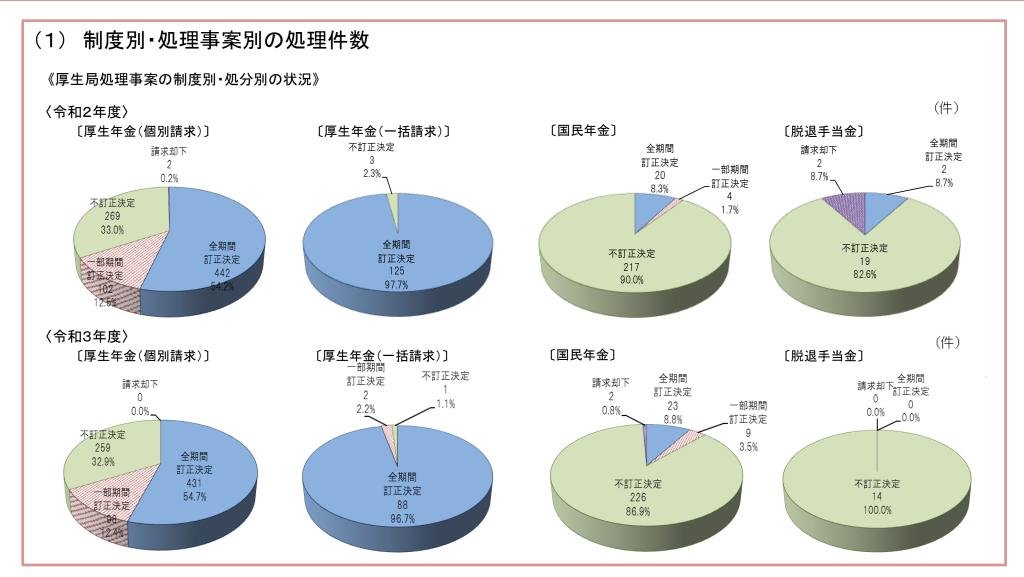
³ 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

⁴ 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立の取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

2 処理状況



2 処理状況

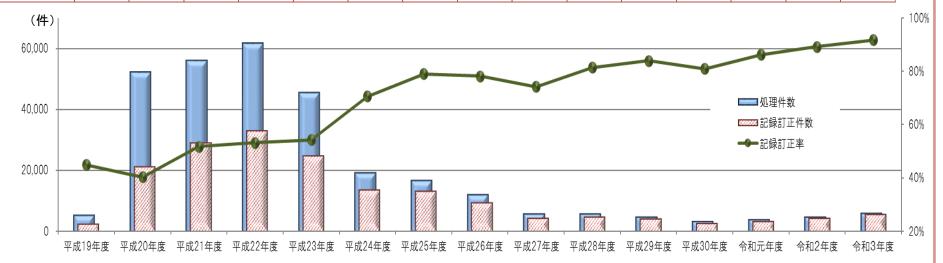


2 処理状況

(2) 訂正手続における記録訂正の推移

(件)

		総務	大 臣	あ て	の 確	認申	立て			訂	E		請	求	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処 理 件 数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263	3,809	4,727	6,065
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641	3,282	4,215	5,563
訂 正 必 要訂 正 決 定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497	596	695	651
機構訂正	_	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144	2,686	3,520	4,912
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%	86.2%	89.2%	91.7%



注1「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

- 2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。
- 3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

3 請求取下げ等の状況

〇 請求取下げ等の件数(令和3年度)

(件)

			厚	生 年	金	国民年金	 脱退手当金	수 計
			(個別請求)	(一括請求)	計	国民平並	脱 迟 于ヨ並	合計
請	求	取下げ	173	104	277	27	1	305
	取下	請求事由の消滅	118	62	180	19	1	200
	- げ 事	請求者の都合	55	42	97	8	0	105
	由由	請求者死亡	0	0	0	0	0	0
処	理	里 終 了	3	2	5	0	0	5
î		計	176	106	282	27	1	310
	累 成27年	計 3月~令和4年3月)	1,410	606	2,016	308	21	2,345

・ 請求取下げ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に請求者又はその遺族から取下書が提出された事案

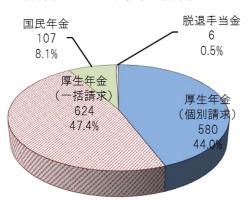
4 処理中事案の状況

〇 処理中事案件数(令和3年度末現在)

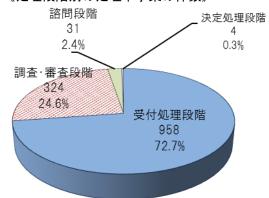
(件)

	厚	生 年	金	国民年金	脱退手当金	h :	(参考) 令和2年度末
	(個別請求)	(一括請求)	計	国民+亚			合計
① 受付件数の累計	13,120	21,290	34,410	3,058	258	37,726	31,713
② 処 理 件 数	11,130	20,060	31,190	2,643	231	34,064	28,005
③ 請求取下げ等の累計	1,410	606	2,016	308	21	2,345	2,032
処 理 中 事 案 件 数 (① - (② + ③))	580	624	1,204	107	6	1,317	1,676
日本年金機構の受付処理段階	324	591	915	40	3	958	1,298
地方厚生(支)局の調査・審査段階	229	32	261	60	3	324	337
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	24	1	25	6	0	31	41
地方厚生(支)局の決定処理段階	3	0	3	1	0	4	0

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



5 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚	生 年	金	国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 令和2年度
	(個別請求)	(一括請求)	計	当氏十並	加 返于 3 亚	主前及干均	宗华处连热间	全制度平均
① 訂正請求処理期間	212.6 日	206.3 日	212.0 日	204.7 日	237.6 日	210.7 日	143 日	225.4 日
ア 機構受付処理期間	84.2 日	112.1 日	87.1 日	77.6 日	94.4 日	85.1 日	40 日	87.6 日
イ 厚生局処理期間	128.4 日	94.2 日	124.9 日	127.1 日	143.2 日	125.6 日	103 日	137.8 日
② 機構訂正処理期間	33.2 日	28.8 日	32.6 日	20.1 日	0日	31.9 日	25 日	28.9 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、令和3年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)。

(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚	生 年	金	国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和2年度
	(個別請求)	(一括請求)	計	四氏平亚		主则及干均	全制度平均
③ 機構処理期間	68.7 日	102.3 日	98.4 日	85.0 日	_	98.4 日	69.5 日

注 処理期間は、令和3年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》

① 訂正請求処理期間

「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)

ア 機構受付処理期間 イ 厚生局処理期間

訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間

② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

^{2 「}② 機構訂正処理期間」は、令和3年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)。

1 請求者等の状況

(1) 請求者区分別・被保険者性別別

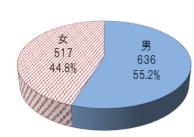
(件)

			請	求	者	X	分		
	被保	: 険 者 >	本 人	被 保	険者の	遺 族	合		計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	491	363	854	19	6	25	510	369	879
(個別請求)	444	319	763	19	6	25	463	325	788
(一括請求)	47	44	91	0	0	0	47	44	91
国民年金	124	132	256	2	2	4	126	134	260
脱退手当金	0	13	13	0	1	1	0	14	14
合 計	615	508	1,123	21	9	30	636	517	1,153

- 注1 令和3年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。
 - 2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む(以下同じ。)。
 - 3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である(請求者(遺族)の性別ではない。)。

《請求者区分別・被保険者性別別の状況》





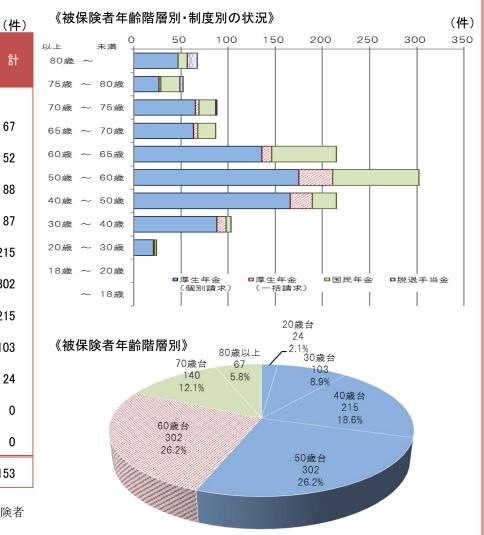
1 請求者等の状況

(2) 被保険者年齢階層別

						(1午)
	厚	生 年	金	国民年金	脱退手当金	수 닭
	(個別請求)	(一括請求)	計	国以干业	肌医于三亚	
以上未満						
80歳 ~	47	0	47	10	10	67
75歳 ~ 80歳	27	2	29	20	3	52
70歳 ~ 75歳	65	4	69	18	1	88
65歳 ~ 70歳	63	5	68	19	0	87
60歳 ~ 65歳	136	10	146	69	0	215
50歳 ~ 60歳	175	36	211	91	0	302
40歳 ~ 50歳	166	23	189	26	0	215
30歳 ~ 40歳	88	10	98	5	0	103
20歳 ~ 30歳	21	1	22	2	0	24
18歳 ~ 20歳	0	0	0	0	0	0
~ 18歳	0	0	0	0	0	0
合 計	788	91	879	260	14	1,153

注1 令和3年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

² 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)。



1 請求者等の状況

(3) 被保険者の区分別

(件)

				(17)
	被	保険	が 区	分
	裁定済み者	納付要件充足者	その他	<u> </u>
厚生年金	253	11	615	879
(個別請求)	240	11	537	788
(一括請求)	13	0	78	91
国民年金	89	4	167	260
脱退手当金	14	0	0	14
合 計	356	15	782	1,153
割合	30.9%	1.3%	67.8%	100.0%

注 令和3年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

- 裁定済み者
 - 訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)
- 納付要件充足者

訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

その他

「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者(現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等)

1 請求者等の状況

(4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合	計
北 海 道	92	11	0	103	(2)
青 森 県	10	0	0	10	(22)
岩 手 県	6	1	0	7	(31)
宮城県	12	2	0	14	(17)
秋田県	4	0 2 1	0	4	(42)
山 形 県	18	2	0	20	(13)
福島県	10		1	12	(18)
茨 城 県	14	8 2 2	0	22	(11)
栃木県	5 6	2	0	7	(31)
群馬県	6	2	0	8	(28)
埼 玉 県	53	16	1	70	(6)
新 潟 県	11	1	0	12	(18)
山梨県	2 9	0	0 3	2	(43)
長 野 県		3 15	3	15	(16)
千 葉 県	30	15	0	45	(8)
東京都	166	55	0	221	(1)
神奈川県	74	16	1	91	(4)
富山県	0	1	0	1	(46)
石 川 県	5	2	0	7	(31)
岐阜県	19	2 2 4 13 3	0	21	(12)
静岡県	11	4	1	16	(15)
愛 知 県	57	13	2 1	72	(5)
三重県	3			7	(31)
福井県	1	0	0	1	(46)
滋賀県	4	2	0	6	(37)

					(1+)
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合	計
京都府	22	8	0	30	(10)
大阪府	75	18	0	93	(3)
兵 庫 県	15	14		31	(9)
奈良県	10	1	2 0	11	(20)
和歌山県	6	2	0	8	(28)
鳥取県	1	1	0	2	(43)
島根県	1	1	0	2	(43)
岡山県	5	4	0	9	(26)
広島県	6	4	0	10	(22)
山口県	7	0	0	7	(31)
徳島県	3	4	0	7	(31)
香 川 県	3	3	0	6	(37)
愛 媛 県	1	4	0	5	(41)
高知県	2	4	0	6	(37)
福岡県	45	11	0	56	(7)
佐賀県	6	0	0	6	(37)
長 崎 県	7	2	1	10	(22)
熊本県	12	2 6	0	18	(14)
大 分 県	8	2	0	10	(22)
宮崎県	7	1	0	8	(28)
鹿児島県	6	4	1	11	(20)
沖縄県	6	3	0	9	(26)
海外居住	3	1	0	4	
合 計	879	260	14	1,153	

注1 令和3年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

^{2 ()}内は、合計件数の降順位である。

2 事案類型・請求期間の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

古 安 鞆 刑	令 和 2	年 度	令 和 3	年 度	
事案類型	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	事 案 類 型 の 内 容
厚生年金	2,363	(100.0%)	2,206	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,603	(67.8%)	1,437	(65.1%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	499	(21.1%)	534	(24.2%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	261	(11.0%)	231	(10.5%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	0	(0.0%)	4	(0.2%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	395	(100.0%)	411	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	358	(90.6%)	378	(92.0%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	21	(5.3%)	32	(7.8%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	16	(4.1%)	1	(0.2%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	22	(100.0%)	14	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	21	(95.5%)	12	(85.7%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	1	(4.5%)	2	(14.3%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
슴 計	2,780		2,631		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)。

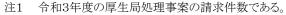
^{2 1}つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

2 事案類型・請求期間の状況

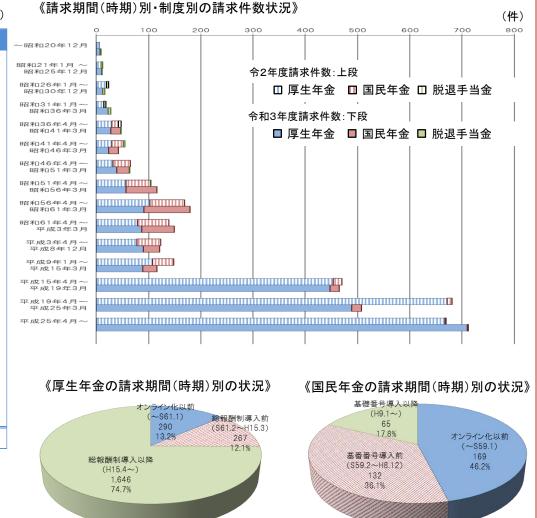
(2) 請求期間(時期)別

(件)

			厚生年金	国民年金	脱退手当金	合言	it
以降		以前					
	~	昭和16年12月	0	0	0	(0
昭和17年1月	~	昭和20年12月	7	0	2	,	9
昭和21年1月	~	昭和25年12月	10	0	1	1	1
昭和26年1月	~	昭和30年12月	12	0	4	10	ô
昭和31年1月	~	昭和36年3月	23	0	5	28	8
昭和36年4月	~	昭和41年3月	28	19	1	48	8
昭和41年4月	~	昭和46年3月	24	18	0	4:	2
昭和46年4月	~	昭和51年3月	39	24	1	64	4
昭和51年4月	~	昭和56年3月	57	59	0	110	ô
昭和56年4月	~	昭和61年3月	91	88	0	179	9
昭和61年4月	~	平成3年3月	87	62	0	149	9
平成3年4月	~	平成8年12月	90	31	0	12	1
平成9年1月	~	平成15年3月	89	27	0	110	ô
平成15年4月	~	平成19年3月	447	18	0	46	5
平成19年4月	~	平成25年3月	489	18	0	50	7
平成25年4月	~		710	2	0	71:	2
不		明	0	0	0	(0
合		計	2,203	366	14	2,583	3



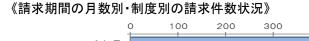
2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)。



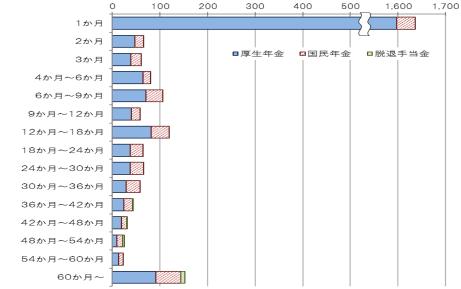
2 事案類型・請求期間の状況

(3) 請求期間の月数別

						(件)
			厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以上		未満				
1	か月		1,600	36	0	1,636
2	か月	l	47	17	0	64
3	か月	I	39	22	0	61
4か月	~	6か月	65	15	0	80
6か月	~	9か月	71	35	0	106
9か月	~	12か月	40	18	0	58
12か月	~	18か月	81	38	0	119
18か月	~	24か月	37	27	0	64
24か月	~	30か月	37	28	0	65
30か月	~	36か月	29	29	0	58
36か月	~	42か月	24	18	2	44
42か月	~	48か月	19	11	1	31
48か月	~	54か月	10	12	3	25
54か月	~	60か月	13	10	0	23
60か月	~		91	50	8	149
不		明	0	0	0	0
合		計	2,203	366	14	2,583
平均	匀月	数	31.3 月	30.1 月	81.4 月	31.6 月

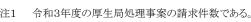


(IH-)



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》

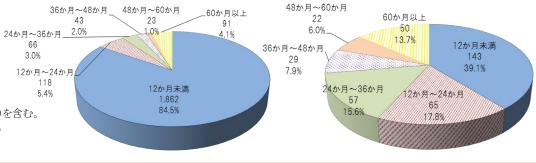
《国民年金の請求期間の月数別の状況》



2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。)。

3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,437件)を含む。

4 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。



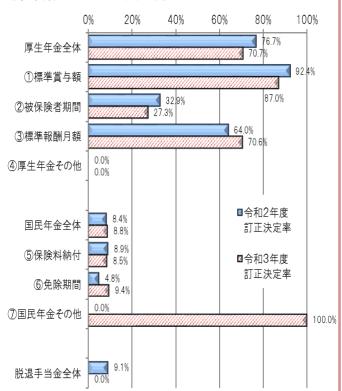
3 処分別の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

ア 請求件数

										(17)
		令 和	2	年 度			令 和] 3	年 度	
事案類型	請求件数	訂	正 決	定	不訂正決定	請求件数	訂	正 決	定	不訂正決定
	胡水计效	全 期 間	一部期間	計	个訂正次是	胡水计数	全 期 間	一部期間	計	个訂正次定
厚生年金	2,363	1,738	74	1,812	551	2,206	1,502	57	1,559	647
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,603	1,481	0	1,481	122	1,437	1,250	0	1,250	187
② 被保険者期間に係る訂正請求	499	146	18	164	335	534	135	11	146	388
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	261	111	56	167	94	231	117	46	163	68
④ その他の訂正請求	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
国民年金	395	30	3	33	362	411	34	2	36	375
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	358	29	3	32	326	378	31	1	32	346
⑥ 免除期間に係る訂正請求	21	1	0	1	20	32	2	1	3	29
⑦ その他の訂正請求	16	0	0	0	16	1	1	0	1	0
脱退手当金	22	2	0	2	20	14	0	0	0	14
⑧ 支給期間の全期間訂正	21	2	0	2	19	12	0	0	0	12
⑨ 支給期間の一部期間訂正	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2
合 計	2,780	1,770	77	1,847	933	2,631	1,536	59	1,595	1,036

《事案類型別の訂正決定率》



- 注1 厚生局処理事案の請求件数である。
 - 2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。
 - 3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。
 - 4 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(計)の割合である。

3 処分別の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

イ 訂正月数・不訂正月数

	訂	正 決	定	不	訂 正 決	; 定	合 計
	訂正月数	平均月数	最 大 月 数	不訂正月数	平均月数	最 大 月 数	(月 数)
厚生年金	7,330月	4.7月	335月	18,466月	26.2月	665月	25,796月
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,250月	1.0月	1月	187月	1.0月	1月	1,437月
② 被保険者期間に係る訂正請求	883月	6.0月	74月	14,685月	36.8月	665月	15,568月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	5,197月	31.9月	335月	3,227月	28.3月	299月	8,424月
④ その他の訂正請求	0月	0.0月	0月	367月	91.8月	339月	367月
国民年金	462月	12.8月	141月	13,406月	35.6月	285月	13,868月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	413月	12.9月	141月	12,508月	36.0月	285月	12,921月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	46月	15.3月	22月	898月	29.9月	132月	944月
⑦ その他の訂正請求	3月	3.0月	3月	0月	0.0月	0月	3月
脱退手当金	0月	0.0月	0月	1,139月	81.4月	168月	1,139月
⑧ 支給期間の全期間訂正	0月	0.0月	0月	1,031月	85.9月	168月	1,031月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	108月	54.0月	0月	108月
合 計	7,792月	4.9月	335月	33,011月	30.1月	665月	40,803月

注1 令和3年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

² それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

^{3 1}つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

3 処分別の状況

(2) 請求期間(時期)別

		厚	生 年	金	围	民 年	金	脱	退手当	金	合		計
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降	_{以前} ~ 昭和16年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和17年1月	~ 昭和20年12月	3	4	7	0	0	0	0	2	2	3	6	9
昭和21年1月	~ 昭和25年12月	2	8	10	0	0	0	0	1	1	2	9	11
昭和26年1月	~ 昭和30年12月	1	11	12	0	0	0	0	4	4	1	15	16
昭和31年1月	~ 昭和36年3月	3	20	23	0	0	0	0	5	5	3	25	28
昭和36年4月	~ 昭和41年3月	5	23	28	0	19	19	0	1	1	5	43	48
昭和41年4月	~ 昭和46年3月	3	21	24	2	16	18	0	0	0	5	37	42
昭和46年4月	~ 昭和51年3月	9	30	39	3	21	24	0	1	1	12	52	64
昭和51年4月	~ 昭和56年3月	14	43	57	3	56	59	0	0	0	17	99	116
昭和56年4月	~ 昭和61年3月	20	71	91	12	76	88	0	0	0	32	147	179
昭和61年4月	~ 平成3年3月	29	58	87	8	54	62	0	0	0	37	112	149
平成3年4月	~ 平成8年12月	28	62	90	1	30	31	0	0	0	29	92	121
平成9年1月	~ 平成15年3月	33	56	89	2	25	27	0	0	0	35	81	116
平成15年4月	~ 平成19年3月	322	125	447	0	18	18	0	0	0	322	143	465
平成19年4月	~ 平成25年3月	417	72	489	2	16	18	0	0	0	419	88	507
平成25年4月	~	669	41	710	0	2	2	0	0	0	669	43	712
不	明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	1,558	645	2,203	33	333	366	0	14	14	1,591	992	2,583

注1 令和3年度の厚生局処理事案の請求件数である。

^{2 「}訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

^{3 「}不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

3 処分別の状況

(3) 請求期間の月数別

			厚	生 年	金	国	民 年	金	脱	退手当	金	合		計
			訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以上		未満												
	1か月		1,337	263	1,600	4	32	36	0	0	0	1,341	295	1,636
	2か月		17	30	47	4	13	17	0	0	0	21	43	64
	3か月		9	30	39	6	16	22	0	0	0	15	46	61
4か月	~	6か月	23	42	65	0	15	15	0	0	0	23	57	80
6か月	~	9か月	24	47	71	4	31	35	0	0	0	28	78	106
9か月	~	12か月	12	28	40	1	17	18	0	0	0	13	45	58
12か月	~	18か月	31	50	81	8	30	38	0	0	0	39	80	119
18か月	~	24か月	21	16	37	3	24	27	0	0	0	24	40	64
24か月	~	30か月	13	24	37	1	27	28	0	0	0	14	51	65
30か月	~	36か月	10	19	29	0	29	29	0	2	2	10	50	60
36か月	~	42か月	11	13	24	1	17	18	0	0	0	12	30	42
42か月	~	48か月	10	9	19	0	11	11	0	1	1	10	21	31
48か月	~	54か月	3	7	10	0	12	12	0	3	3	3	22	25
54か月	~	60か月	3	10	13	0	10	10	0	0	0	3	20	23
60か月	~		34	57	91	1	49	50	0	8	8	35	114	149
不		明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合		計	1,558	645	2,203	33	333	366	0	14	14	1,591	992	2,583
平	均 月	数	25.9月	35.0月	31.3月	13.2月	31.8月	30.1月	_	81.4月	81.4月	24.7月	34.5月	31.6月

注1 令和3年度の厚生局処理事案の請求件数である。

^{2 「}訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

^{3 「}不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

⁴ 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,437件)を含む。

⁵ 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

3 処分別の状況

(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

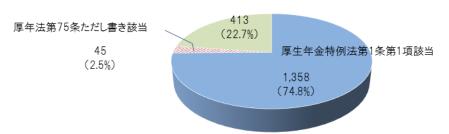
(件)

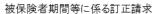
	被保険者期間等に係る訂正請求						正請求	合		計	
		全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	
厚生年金特例法第	1条第1項該当	152	58	210	1,148	0	1,148	1,300	58	1,358	
厚年法第75条ただ	し書き該当	20	10	30	15	0	15	35	10	45	
厚年法第75条本文	その他該当	77	67	144	269	0	269	346	67	413	
合	計	249	135	384	1,432	0	1,432	1,681	135	1,816	

- 注1 厚生年金事案に係る令和3年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。
- 2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》

厚年法第75条本文その他該当







- 厚生年金の適用法の内容
 - ① 厚生年金特例法第1条第1項該当

事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。

- ② 厚年法第75条ただし書き該当 請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
- ③ 厚年法第75条本文その他該当

①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

4 関連資料・周辺事情の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

(件)

		訂	正 決	定			不言	Ţ Œ ž	央 定		合		計
	請求件数	事情の	D件数	請求件数一件当	たりの事情の件数	請求件数			請求件数一件当たりの事情の件数		請求件数	事情の)件数
	胡水计数	積極的事情	消極的事情	積極的事情			積極的事情	消極的事情	積極的事情	消極的事情	胡水汁蚁	積極的事情	消極的事情
厚生年金	1,559	10,640	4,531	6.8	2.9	645	2,120	3,138	3.3	4.9	2,204	12,760	7,669
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,250	8,553	3,516	6.8	2.8	187	683	719	3.7	3.8	1,437	9,236	4,235
② 被保険者期間に係る訂正請求	146	1,098	467	7.5	3.2	387	1,248	2,146	3.2	5.5	533	2,346	2,613
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	163	989	548	6.1	3.4	67	177	249	2.6	3.7	230	1,166	797
④ その他の訂正請求	0	0	0	0.0	0.0	4	12	24	3.0	6.0	4	12	24
国民年金	36	203	78	5.6	2.2	374	554	1,933	1.5	5.2	410	757	2,011
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	32	185	73	5.8	2.3	345	492	1,794	1.4	5.2	377	677	1,867
⑥ 免除期間に係る訂正請求	3	14	4	4.7	1.3	29	62	139	2.1	4.8	32	76	143
⑦ その他の訂正請求	1	4	1	4.0	1.0	0	0	0	0.0	0.0	1	4	1
脱退手当金	0	0	0	0.0	0.0	14	14	72	1.0	5.1	14	14	72
⑧ 支給期間の全期間訂正	0	0	0	0.0	0.0	12	12	64	1.0	5.3	12	12	64
9 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	0.0	0.0	2	2	8	1.0	4.0	2	2	8
合 計	1,595	10,843	4,609	6.8	2.9	1,033	2,688	5,143	2.6	5.0	2,628	13,531	9,752

注1 令和3年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

- 2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。
- 3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。
- 4 「積極的事情」は、例えば厚生年金の場合、保険料控除を示す資料が存在する等、訂正請求に理由があると認める判断に資する事情をいう。
- 5 「消極的事情」は、例えば厚生年金の場合、当時既に事業所が廃業していた等、訂正請求に理由がないと認める判断に資する事情をいう。

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

ア 厚生年金

	訂 正 決	定		不 訂 正 決	定		=+_1> 1 341
	積 極 的 事 情	事情を含む	請求件数	消極的事情	事情を含む	請求件数	請求件数
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	1,240	(99.2%)	関連資料及び周辺事情がない	154	(82.4%)	訂正決定
	代表取締役·事業主陳述·回答	917	(73.4%)	代表取締役·事業主陳述·回答	111	(59.4%)	1,250
	商業登記簿謄本等	876	(70.1%)	その他の陳述・回答	67	(35.8%)	不訂正決定
	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	668	(53.4%)	役員·事業所関係者陳述·回答	50	(26.7%)	187
	給与明細書(本人)	654	(52.3%)	その他の資料	44	(23.5%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	135	(92.5%)	関連資料及び周辺事情がない	340	(87.6%)	訂正決定
	代表取締役·事業主陳述·回答	100	(68.5%)	代表取締役·事業主陳述·回答	256	(66.0%)	146
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	97	(66.4%)	雇用保険記録(本人)	208	(53.6%)	不訂正決定
	雇用保険記録(本人)	95	(65.1%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	132	(34.0%)	388
	商業登記簿謄本等	86	(58.9%)	上司、従業員陳述・回答	132	(34.0%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	163	(100.0%)	代表取締役・事業主陳述・回答	50	(73.5%)	訂正決定
	給与明細書(本人)	133	(81.6%)	関連資料及び周辺事情がない	43	(63.2%)	163
	商業登記簿謄本等	105	(64.4%)	給与明細書(本人)	27	(39.7%)	不訂正決定
	代表取締役·事業主陳述·回答	78	(47.9%)	厚年基金記録(本人)	24	(35.3%)	68
	雇用保険記録(本人)	62	(38.0%)	上司、従業員陳述·回答	24	(35.3%)	

注1 令和3年度の厚生局処理事案を対象としている。「事情を含む請求件数」は、訂正決定又は不訂正決定となった請求件数のうち当該事情を含んでいる請求件数を計上しており、 請求件数の多い順に記載している。

^{2 ()}内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情を含む請求件数の割合である。

4 関連資料・周辺事情の状況

(2) 主な積極的事情・消極的事情

イ 国民年金

(件)

	訂 正 決	定		不 訂 正 決 定 請求件数
	積 極 的 事 情	事情を含む調	青求件数	消極的事情事情を含む請求件数
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	22	(68.8%)	別番号の払出なし 237 (68.5%) 訂正決定
	請求期間の数が少数	16	(50.0%)	請求期間は未加入期間であるため納付できない 152 (43.9%) 32
	請求期間の前後の期間は納付済	13	(40.6%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり 143 (41.3%) 不訂正決定
	その他の資料	12	(37.5%)	主張の矛盾・事実との相違 115 (33.2%) 346
	請求期間の直前又は直後は納付済	12	(37.5%)	請求者が納付等に非関与 113 (32.7%)
⑥ 免除期間	請求期間の前後の期間は免除【免除】	2	(66.7%)	別番号の払出なし 15 (51.7%) 訂正決定
	当時の所得は免除承認範囲【免除】	2	(66.7%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり 13 (44.8%) 3
	請求期間が短期間	1	(33.3%)	承認の記憶があいまい【免除】 13 (44.8%) 不訂正決定
	請求期間に不適切な事務処理あり	1	(33.3%)	請求期間に免除がなかったことを裏付ける記録等【免除】 11 (37.9%) 29
	払出後であり、免除手続が可能【免除】	1	(33.3%)	その他の資料 9 (31.0%)

ウ 脱退手当金

		訂	正	決		定		不	ī	Ţ	Œ	決	定		- 請求件数
	積	極的	事	情		事情を含む請求件数	消	極	的	事	情		事情を含む	〕請求件数	,明水什奴
⑧ 全期間訂正					-		資格喪失後6か月	以内(の支給				10	(83.3%)	訂正決定
							支給額に計算誤り	なし					10	(83.3%)	0
							当時の同僚の記録	录(大台	部分に	支給詞	記録あり)		8	(66.7%)	不訂正決定
							通算年金創設前式	支給					4	(33.3%)	12
							訂正請求期間と訂	丁正請:	求期間	後の	記号番号	·別	4	(33.3%)	

注1 令和3年度の厚生局処理事案を対象としている。「事情を含む請求件数」は、訂正決定又は不訂正決定となった請求件数のうち当該事情を含んでいる請求件数を計上しており、 請求件数の多い順に記載している。

^{2 ()}内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情を含む請求件数の割合である。

5 日本年金機構段階の訂正状況

〇 日本年金機構段階の訂正処理件数(令和3年度)

	訂	Œ	処	理	基	準	区	分	処理件数	数	(割台	>)
厚生年金									5,03	31	(99.9%)	<100.0%>
1	不適]	Eな遡	及処理	事案の	り同僚	事案				2	(0.0%)	<0.0%>
2	全喪年	F月日	以降に	遡及詞	丁正処	理があ	ある事業	客		1	(0.0%)	<0.0%>
3	不適』	Eな遡	及訂正	処理(り可能	性があ	ある事業	客		3	(0.1%)	<0.1%>
4	災害等	うにより	り被保	険者記	録が派	成失し:	た事案			0	(0.0%)	<0.0%>
⑤	資格團	是失日	が不明	である	事案					0	(0.0%)	<0.0%>
6	賞与に	係る	保険料	控除が	い明られ	かな事	案		4,88	34	(97.0%)	<97.1%>
7	転勤に	二伴うき	未加入	期間か	ある事	案				9	(0.2%)	<0.2%>
8	保険料	を控	除した	事実が	明らか	な事	案		13	32	(2.6%)	<2.6%>
国民年金										3	(0.1%)	<100.0%>
9	関連資	賢料が	ある事	案						2	(0.0%)	<66.7%>
10	関連資	資料が	ない事	案						1	(0.0%)	<33.3%>
脱退手当:	金(⑪))								0	(0.0%)	
	合							計	 5,00	34	(100.0%)	

注1 令和3年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

^{2 1}つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

5 日本年金機構段階の訂正状況

- 訂正処理基準区分の内容
 - ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案

訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額の引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に 同一時期に勤務していた申立人の申立てであること

② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案

全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること

③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案

不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること

- ※ a 標準報酬月額の引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている
 - b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
 - c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
- ④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案

年金事務所等において保管する紙台帳が、火災、地震、風水害又は戦災等によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できない事案であること

⑤ 資格喪失日が不明である事案

年金事務所等において保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること

⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1項第1号該当)

事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること

(7) 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1項第2号該当)

転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること

⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1項第3号該当)

事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること

⑨ 関連資料がある事案

国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること

⑩ 関連資料がない事案

関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること

⑪ 脱退手当金

本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(令和3年度)

(件)

	北 海 道	東北厚生局	関	東信を	[信 越 厚 生 局		東海北陸		中国四国	四国	九州厚生局	│ 局 合計
	厚生局	米北仔工问	本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室	厚生局	<u>北</u> 畝仔工问	厚生局	厚生支局	ル州仔土向	
(部 会 数)	(1)	(2)	(6)	(2)	(6)	(3)	(4)	(5)	(2)	(1)	(3)	(35)
部会開催回数	23	28	92	27	129	45	47	80	20	11	41	543
審議件数	101	70	125	44	255	87	129	190	29	24	125	1,179
厚生年金	89	63	89	27	198	71	100	140	18	9	94	898
国民年金	12	6	32	17	57	15	25	46	11	15	29	265
脱退手当金	0	1	4	0	0	1	4	4	0	0	2	16

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)。

(2) 口頭意見陳述の実施状況(令和3年度)

	北 海 道	 東北厚生局	関	東信	逑 厚 生	局	東海北陸	近继恒开巴	中国四国	四国	九州厚生局	合 計
	厚生局	宋礼序王向 	本 局	千葉分室	東京分室神奈川分室		厚生局	近畿厚生局 	厚生局	厚生支局	九州厚生局	合計
頭意見陳述	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4
厚生年金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
国民年金	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

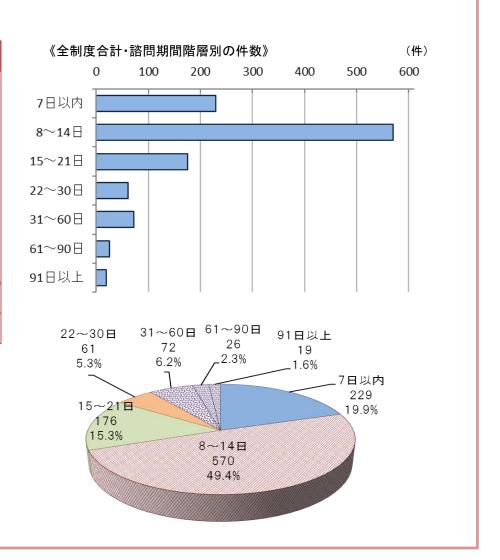
1 地方年金記録訂正審議会

(3) 諮問期間の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
7 日 以 内	172	54	3	229
8日 ~ 14日	448	114	8	570
15日 ~ 21日	132	42	2	176
22日 ~ 30日	42	19	0	61
31日 ~ 60日	53	19	0	72
61日 ~ 90日	15	10	1	26
91 日以上	17	2	0	19
合 計	879	260	14	1,153
平 均 日 数	16.4 日	17.0 日	14.4 日	16.5 日

注1 令和3年度の厚生局処理事案を対象とし、諮問答申が行われた事案の件数である。 2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。



2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

			平成2	?7年度		平成28年度			平成29年度				平成30年度				
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
	受 付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78
_	裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87
	認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2
	棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76
	却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9
	取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5

		令和力	元年度		令和2年度				令和3年度				令和4年度上期 (令和4年9月末現在)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付	46	24	7	77	24	27	5	56	35	23	2	60	16	4	2	22
裁決	74	52	15	141	34	24	3	61	26	29	6	61	22	12	2	36
認容	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0
棄却	69	50	15	134	28	24	3	55	22	29	5	56	18	12	2	32
却下	4	2	0	6	5	0	0	5	3	0	0	3	4	0	0	4
取下げ	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。
- 2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの) 対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。
- 3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。
- 4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

2 審査請求

(2) 被保険者年齢階層別

(′仕	
١.	1-	•

					(11.7
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
以上	未満				
80歳 ~	~	4	1	1	6
75歳	~ 80歳	4	3	1	8
70歳	~ 75歳	8	2	0	10
65歳	~ 70歳	4	3	0	7
60歳	~ 65歳	1	4	0	5
50歳	~ 60歳	9	9	0	18
40歳	~ 50歳	2	1	0	3
30歳	~ 40歳	2	0	0	2
20歳	~ 30歳	1	0	0	1
18歳	~ 20歳	0	0	0	0
	~ 18歳	0	0	0	0
合	計	35	23	2	60

注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である (被保険者が死亡している場合も同じ。)。

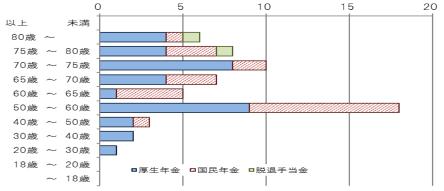
(3) 被保険者の区分別

(件)

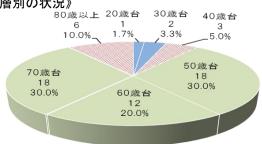
				\117
	被	保 険 都	が 区	分
	裁定済み者	納付要件充足者	その他	슴 計
厚生年金	18	2	15	35
国民年金	10	0	13	23
脱退手当金	2	0	0	2
合 計	30	2	28	60
割合	50.0%	3.3%	46.7%	100.0%
н, н	00.070	0.070	10.770	100.070

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》





《被保険者年齢階層別の状況》



• 裁定済み者

訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者 (年金受給者)

• 納付要件充足者

訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正 請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

その他

「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者(現存被保険者、受給 開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等)

2 審査請求

(4) 請求期間の分類(事案類型)別

市 安 坂 町	令 和 2	年 度	令 和 3	年 度	事 案 類 型 の 内 容
事案類型	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	事 案 類 型 の 内 容
厚生年金	54	(100.0%)	118	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	3	(5.6%)	33	(28.0%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	39	(72.2%)	70	(59.3%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	12	(22.2%)	15	(12.7%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	33	(100.0%)	33	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	27	(81.8%)	27	(81.8%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	5	(15.2%)	0	(0.0%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	1	(3.0%)	6	(18.2%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	6	(100.0%)	2	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	5	(83.3%)	2	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑩ その他の訂正請求	1	(16.7%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の支給額の相違等の訂正を求めるもの
合 計	93		153		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。

^{2 1}つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 訴訟

(1) 提訴の状況

(件)

•					
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
C)訴訟事件の件数 (②+(③+④)) 注1)	44	17	8	69
	② 令和2年度までの提訴	42	12	7	61
	③ 令和3年度における提訴	2	3	1	6
	④ 令和4年度上期における提訴	0	2	0	2
	事案類型	・被保険者期間 29件 ・標準報酬月額 14件 ・その他 3件 ※重複事案あり	•納付記録 17件	・全期間 7件 ・一部期間 1件	
Г	請求の趣旨				
	原処分の取消	32 ※	13	5 ※	50
	原処分及び裁決の取消	8	3	3 ※	14
	裁決の取消	1	0	0	1
	その他	3	1	0	4

注1)「① 訴訟事件の件数」は、令和2年度までに提訴された訴訟事件と令和3年4月1日から令和4年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

※ 厚生年金3件及び脱退手当金2件は、年金の給付等 についても請求している。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	31	10	7	48
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	25	10	7	42
審査請求なし	13	7	1	21

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟 事件の件数を計上している。

(3) 判決・係争の状況

		厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数	注2)	31	12	5	48
⑥ 取下げ件数	注3)	5	0	1	6
令和4年度上期末時点において係 (①-(⑤+⑥))	系争中 注4)	8	5	2	15

- 注3)「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。
- 注4)「令和4年度上期末時点において係争中」は、令和 4年度上期末(令和4年9月30日)時点において係争 中の訴訟事件の件数を計上している。

Ⅳ 事務実施体制

1 事務執行体制

処 理 機 関	所 管 業 務	権限の委任等	執 行 体 制
厚生労働大臣	 原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更 社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務 訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務 		年金局事業管理課 に年金記録審査室 を設置
地方厚生(支)局長	 訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務 地方年金記録訂正審議会の庶務 	次の厚生労働大臣の権限を地方厚生 (支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項 及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2 項) ・ 訂正請求に関して、関係機関等に資 料の提供及び報告を求める権限(厚年 法施行規則第108条第1項第3号、国年法施 行規則第113条第1項第1号) ・ 訂正請求に対して決定処分をする権 限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施 行令第11条の12の2)	地方厚生(支) 局に年金審査課 を設置関東信越厚生 局に千葉、東京 及び神奈東の 各年金審査室を設置
日本年金機構	・ 訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集・ 日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正	 訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2) 日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定 	全国の年金事務所 (312か所)で訂正 請求を受理

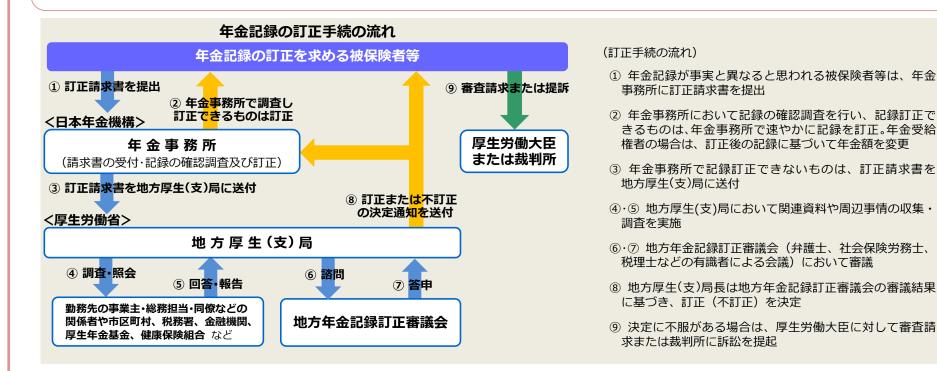
Ⅳ 事務実施体制

2 諮問機関

諮問機関	所 掌 事 務	諮問機関の読替	体制 · 構 成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を定め若しくは変更するときに、厚生労働大臣から諮問を受け、 答申する		大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者10 名により構成
地方年金記録訂正審議会	・ 訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の諮問を受け、答申する・上記の諮問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らい場合に該当するときは、その旨の意見を述べる	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	 地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で147名)により構成 審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で35部会)を設置 四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の専門部会(12部会)を設置 (令和4年4月現在)

参考資料1 年金記録の訂正手続について

- 〇 総務省に年金記録確認第三者委員会が平成19年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていましたが、事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められました。
- 〇 このため平成26年6月に法律を改正、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、平成27年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始、同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始されました。



参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

															(件)
性数	の区分	令 和 2			令	和		3	年			令	和 4	年	令 和 3
IT 3X 0), <u>E</u>),	年 度 計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年 度 計
受 付	件 数	5,294	370	390	940	460	322	515	408	850	445	330	573	410	6,013
J	厚生年金	4,998	348	372	909	436	309	497	377	834	410	309	558	384	5,743
	(個別請求)	1,244	133	120	114	72	155	131	110	151	136	111	148	150	1,531
	(一括請求)	3,754	215	252	795	364	154	366	267	683	274	198	410	234	4,212
I	国民年金	276	20	16	30	23	13	18	30	15	34	20	14	25	258
J	脱退手当金	20	2	2	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	12
処 理	件 数	4,727	276	314	602	611	526	679	371	584	390	568	740	404	6,065
J	厚生年金	4,460	262	303	569	574	508	663	346	555	362	549	717	380	5,788
	(個別請求)	1,230	73	76	138	162	89	103	108	115	95	123	100	129	1,311
	(一括請求)	3,230	189	227	431	412	419	560	238	440	267	426	617	251	4,477
I	国民年金	244	14	10	30	37	17	15	23	27	26	19	22	23	263
j	脱退手当金	23	0	1	3	0	1	1	2	2	2	0	1	1	14
地方厚生	(支)局で処理	1,207	53	53	125	173	94	86	80	105	95	90	92	107	1,153
J	厚生年金	943	39	42	92	136	76	70	55	77	68	71	69	84	879
	(個別請求)	815	38	38	84	113	61	68	54	72	58	68	60	74	788
	(一括請求)	128	1	4	8	23	15	2	1	5	10	3	9	10	91
[国民年金	241	14	10	30	37	17	15	23	26	25	19	22	22	260
J	脱退手当金	23	0	1	3	0	1	1	2	2	2	0	1	1	14
日本年金榜	機構で記録訂正	3,520	223	261	477	438	432	593	291	479	295	478	648	297	4,912
J	厚生年金	3,517	223	261	477	438	432	593	291	478	294	478	648	296	4,909
	(個別請求)	415	35	38	54	49	28	35	54	43	37	55	40	55	523
	(一括請求)	3,102	188	223	423	389	404	558	237	435	257	423	608	241	4,386
[国民年金	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3
j	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
訂正請求(の取下げ等	286	20	45	38	28	36	14	18	21	21	26	21	22	310
J	厚生年金	253	17	41	38	24	30	14	17	20	19	25	19	18	282
	(個別請求)	156	10	22	18	15	11	9	17	18	13	15	14	14	176
	(一括請求)	97	7	19	20	9	19	5	0	2	6	10	5	4	106
[国民年金	30	3	3	0	4	6	0	1	1	2	1	2	4	27
	脱退手当金	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

² 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。 3 令和3年度計は、令和3年4月から令和4年3月までの間の各件数の合計である。

参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

															(件)
11L 1FE	- A E /\			令	和		4	年			令	和 5	年	令 和 4	累計
1午 剱	ての 区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年 度 計	累計
受 付	t 件 数	338	196	249	199	571	418	-	-	_	-	-	-	1,971	39,697
	厚生年金	327	180	233	186	557	393	-	_	_	_	_	_	1,876	36,286
	(個別請求)	95	68	65	82	156	101	_	-	-	-	-	-	567	13,687
	(一括請求)	232	112	168	104	401	292	_	-	-	-	-	-	1,309	22,599
	国民年金	11	15	15	10	14	25	-	-	-	_	_	-	90	3,148
	脱退手当金	0	1	1	3	0	0	_	-	-	-	_	_	5	263
処 珰	里 件 数	273	209	394	203	318	471	_	-	-	-	-	-	1,868	35,932
	厚生年金	260	186	373	194	303	447	_	-	_	-	_	-	1,763	32,953
	(個別請求)	92	97	111	59	124	135	_	-	-	-	-	-	618	11,748
	(一括請求)	168	89	262	135	179	312	_	-	_	_	-	-	1,145	21,205
	国民年金	13	22	20	9	14	23	-	-	-	-	-	-	101	2,744
	脱退手当金	0	1	1	0	1	1	_	_	_	-	_	_	4	235
地方厚	(生(支)局で処理	72	93	93	53	92	101	-	-	-	-	-	-	504	11,919
	厚生年金	59	70	72	44	78	78	_	_	_	_	-	-	401	9,021
	(個別請求)	51	62	61	36	75	71	-	-	_	-	_	-	356	8,058
	(一括請求)	8	8	11	8	3	7	_	_	_	_	_	_	45	963
	国民年金	13	22	20	9	13	22	_	-	-	_	-	_	99	2,668
	脱退手当金	0	1	1	0	1	1	-	_	_	_	_	_	4	230
日本年金	を機構で記録訂正	201	116	301	150	226	370	_	-	-	-	-	-	1,364	24,013
	厚生年金	201	116	301	150	225	369	-	_	_	-	-	-	1,362	23,932
	(個別請求)	41	35	50	23	49	64	_	-	-	-	-	-	262	3,690
	(一括請求)	160	81	251	127	176	305	_	-	_	_	_	_	1,100	20,242
	国民年金	0	0	0	0	1	1	_	-	_	_	_	_	2	76
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	_	0	5
訂正請求	はの取下げ等	11	14	28	16	14	12	_	-	_	_	_	_	95	2,440
	厚生年金	11	14	25	16	12	12	_	_	-	_	_	-	90	2,106
	(個別請求)	10	10	18	16	12	8	_	_	_	_	_	-	74	1,484
	(一括請求)	1	4	7	0	0	4	_	_	_	_	_	_	16	622
	国民年金	0	0	3	0	2	0	_	_	_	_	_	_	5	313
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	-	0	21

- 注1 速報値につき、変更があり得る。
- 2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。
- 3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。
- 4 令和4年度計は、令和4年4月から同年9月までの間の各件数の合計であり、累計は、平成27年3月から令和4年9月までの間の各件数の合計(切替事案を含む。)である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

		A #00			令	和		3	年			令	和 4	年	∧ ∓==
処 分 0	か区分	令和2 年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		2月	 3月	令和3 年度計
訂正	決 定	695	34	26	71	104	61	45	41	59	49	44	47	70	65
ì	厚生年金	669	32	24	68	98	60	42	38	51	49	43	46	68	61
	(個別請求)	544	31	20	60	75	45	40	37	46	39	40	38	58	52
	(一括請求)	125	1	4	8	23	15	2	1	5	10	3	8	10	9
[国民年金	24	2	2	3	6	1	3	3	8	0	1	1	2	
Я	脱退手当金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
全 期	間訂正	589	23	19	64	86	51	37	30	50	41	40	40	61	5
Ţ	厚生年金	567	23	18	61	84	50	34	28	42	41	39	40	59	5
	(個別請求)	442	22	14	53	63	35	32	27	37	31	36	32	49	4
	(一括請求)	125	1	4	8	21	15	2	1	5	10	3	8	10	
	国民年金	20	0	1	3	2	1	3	2	8	0	1	0	2	
F	脱退手当金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
— 部	期間訂正	106	11	7	7	18	10	8	11	9	8	4	7	9	
Ţ	厚生年金	102	9	6	7	14	10	8	10	9	8	4	6	9	
	(個別請求)	102	9	6	7	12	10	8	10	9	8	4	6	9	
	(一括請求)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国民年金	4	2	1	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	
Я	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不訂正	正 決 定	508	19	27	54	69	33	41	39	46	44	46	45	37	
Ţ	厚生年金	272	7	18	24	38	16	28	17	26	19	28	23	16	
	(個別請求)	269	7	18	24	38	16	28	17	26	19	28	22	16	
	(一括請求)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	国民年金	217	12	8	27	31	16	12	20	18	23	18	21	20	
F	脱退手当金	19	0	1	3	0	1	1	2	2	2	0	1	1	
請 求	却下	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
Ţ	厚生年金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(個別請求)	2	0	О	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	国民年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
F	脱退手当金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合	計	1,207	53	53	125	173	94	86	80	105	95	90	92	107	1,
Ţ	厚生年金	850	39	42	92	136	76	70	55	77	68	71	69	84	
	(個別請求)	766	38	38	84	113	61	68	54	72	58	68	60	74	
	(一括請求)	84	1	4	8	23	15	2	1	5	10	3	9	10	
0	国民年金	249	14	10	30	37	17	15	23	26	25	19	22	22	
F	脱退手当金	24	0	1	3	0	1	1	2	2	2	0	1	1	

注1 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

² 令和3年度計は、令和3年4月から令和4年3月までの間の各件数の合計である。

参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

															(件)
tin 📣	の区分			令	和		4	年			令	和 5	年	令 和 4	累 計
死 五	0 6 7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年 度 計	A at
訂正	決 定	44	53	57	34	64	50	_	-	-	_	-	-	302	6,253
	厚生年金	43	53	56	34	62	48	_	_	-	-	_	-	296	5,895
	(個別請求)	35	45	45	27	59	41	_	-	_	_	-	-	252	4,986
	(一括請求)	8	8	11	7	3	7	_	-	-	-	-	-	44	909
	国民年金	1	0	1	0	2	2	_	-	_	_	-	-	6	343
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	_	-	_	_	-	_	0	15
全	期間訂正	36	49	47	29	54	42		_	_	_	-	-	257	5,254
	厚生年金	35	49	46	29	52	40	_	-	-	-	-	-	251	4,989
	(個別請求)	27	41	35	22	49	33	_	-	_	_	-	-	207	4,104
	(一括請求)	8	8	11	7	3	7	_	-	_	_	-	-	44	885
	国民年金	1	0	1	0	2	2	_	-	_	_	-	-	6	250
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	_	-	_	_	-	-	0	15
_ - #	部期間訂正	8	4	10	5	10	8		-	_	_	_	-	45	999
	厚生年金	8	4	10	5	10	8	_	-	-	-	-	-	45	906
	(個別請求)	8	4	10	5	10	8	_	-	_	_	-	-	45	882
	(一括請求)	0	0	0	0	0	0		-	-	_	-	-	0	24
	国民年金	0	0	0	0	0	0		_			_	-	0	93
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0		-	_	_	-	-	0	0
不訂	正決定	28	40	36	19	28	51		-	_	_	_	-	202	5,641
	厚生年金	16	17	16	10	16	30	_	-	_	_	-	-	105	3,117
	(個別請求)	16	17	16	9	16	30	_	-	_	_	-	-	104	3,063
	(一括請求)	0	0	0	1	0	0	_	_	_		_	_	1	54
	国民年金	12	22	19	9	11	20		-	_	_	-	-	93	2,310
	脱退手当金	0	1	1	0	1	1		_	_	_	_	_	4	214
請求		0	0	0	0	0	0		-	_	_	-	-	0	25
	厚生年金	0	0	0	0	0	0	_	-	_	_	-	-	0	9
	(個別請求)	0	0	0	0	0	0	_	-	_	_	-	-	0	9
	(一括請求)	0	0	0	0	0	0		-	_	_	-	-	0	0
	国民年金	0	0	0	0	0	0		-	_	_	-	-	0	15
	脱退手当金	0	0	0	0	0	0	_	-	_	_	-	_	0	1
合	計	72	93	93	53	92	101		_	_	_	-	-	504	11,919
	厚生年金	59	70	72	44	78	78	_	-	_	_	-	_	401	9,021
	(個別請求)	51	62	61	36	75	71	_	-	_	_	-	_	356	8,058
	(一括請求)	8	8	11	8	3	7					_	_	45	963
	国民年金	13	22	20	9	13	22	_	-	_	_	-	_	99	2,668
	脱退手当金	0	1	1	0	1	1	_	_	_	_	_	_	4	230

- 注1 速報値につき、変更があり得る。
- 2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。
- 3 令和4年度計は、令和4年4月から同年9月までの間の各件数の合計であり、累計は、平成27年3月から令和4年9月までの間の各件数の合計(切替事案を含む。)である。

参考資料4 関係条文

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から 第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

- 第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- 3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

- 第四条の四の二 法第二十八条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。)を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

- 第百八条 法第百条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権 限を自ら行うことを妨げない。
 - 三 法第百条の二第二項 の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項 の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

参考資料4 関係条文

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項 の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項 又は第二項 の規定により同法第二十八条の四 に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項 の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項 に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条 に規定する事業主が、同法第八十四条第一項 又は第二項 の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項 の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条 の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項 の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項 (同条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当するとの社会保障審議会の意見があった場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法 の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

国民年金法(昭和34年法律第141号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四の二 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

- 第百九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、 厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
- 3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働 大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審 議会」とする。

参考資料4 関係条文

国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

- 第十一条の十二の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項(同条第二項 において準用する場合を含む。 次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。)を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

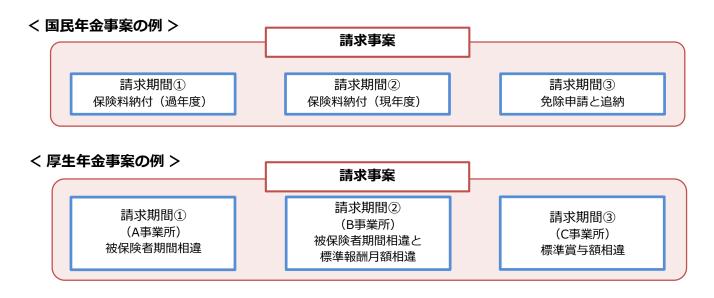
国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

- 第百十三条 法第百九条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当 該権限を自ら行うことを妨げない。
 - 一 法第百八条第一項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

参考資料5 処理事案の分析について

- 本資料の「II 請求内容・処分の状況」の「1 請求者等の状況」(11頁~14頁)については、事案単位で請求者等の属性の分析を行っているところであるが、「2 事案類型・請求期間の状況」、「3 処分別の状況」及び「4 関連資料・周辺事情の状況」(15頁~25頁)については、1つの請求事案に請求期間が複数含まれている場合があること、更に各請求期間には異なる事由による請求が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で分析を行い集計している。この請求期間単位の件数を「請求件数」という。
- 〇 一方、「5 日本年金機構段階の訂正状況」(26頁)については、機構処理事案を対象としており、年金事務所において一部の請求期間を記録訂正した事案を含め、事案単位で分析を行っている。1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。
- なお、「Ⅲ その他の事業状況」の「2 審査請求」の「(4) 請求期間の分類(事案類型)別」(32頁)についても、1つの審査請求事案に請求期間が複数 含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で集計している。



(注)上記国民年金事案例の請求期間③と厚生年金事案例の請求期間②のように、異なる事案類型が混在している場合については、各々の類型に件数計上している。